あおもり米子育て応援事業企画・運営業務に係る質問への回答

（仕様書の業務順に記載）

	質問内容	回答
支給対象者について		
1	支給対象者のうち、「その他、知事が支給対象者として適当であると認めた者」についても、支給対象者見込数に含まれている認識で間違いないか。	御認識のとおりです。
2	申請者に施設入所している児童に関する記載があるが、県が想定されている具体的な施設数を教えてほしい。また、「施設長からの申請は一般県民より先に受け付ける」等の想定はあるか。	施設長等による申請は、26 施設を想定しています。 また、御見込みのとおり、実際に子を養育する施設長等へ支援を届けるため、事前登録等を想定しています。詳細は協議の上、決定させていただきます。
3	支給対象者見込数 151,598 人とあるが、申請者（保護者）の件数は何人の想定か。申請者の本人確認処理見込件数が必要なため想定数ならびにその根拠を教えてほしい。	県では、保護者の数に関する情報を保有していませんので、想定することが困難です。 なお、令和 4 年の国の調査によると、本県の児童のいる世帯数は 88,000 世帯となっています。
コールセンターについて		
4	開設期間が契約締結日から１か月程度後～令和８年８月下旬頃とあるが、契約締結時期がわからないが、申請が令和８年１月中旬頃～となるため、令和８年１月から８月下旬頃がコールセンター設置期間として日数を出し経費積算書を作成する認識でよいか。	契約締結時期については、審査会終了後、速やかに手続きを行い、11 月中の締結を想定しています。 コールセンターの開設時期については、申請開始受付時には当然開設しているものですが、県産米取扱い店舗の登録等に関する店舗からの問い合わせに対応できるよう期間を設定いただきたいと考えています。 なお、登録店の募集開始は 12 月頃を予定しています。
5	コールセンターは年末年始の 12/30、12/31、1/2 も対応するか。	システムメンテナンス等が生じる場合を除き、基本的には土日祝日も対応いただくこととなりますが、詳細は協議の上、決定させていただきます。
6	コールセンター設置場所は、指定がないかと思うが、お問い合わせ対応が問題なくできれば、国内の県外での実施は問題ないか。	御認識のとおりです。
7	コールセンターの電話番号はフリーダイヤルでないといけないか。ナビダイヤルの使用	仕様書に記載のとおり、フリーダイヤルを想定しています。

	はできない認識でよろしいか。また、ドメイン等の指定はない認識でよろしいか。	また、ドメイン等の指定はありませんが、県のサブドメインを使用することも可能です。
8	対象者と登録店舗の電話番号は別で準備した方がよろしいか。	別で御用意いただいた方が望ましいです。
9	コールセンターの想定入電数、平均応答時間等を教えてほしい。	本県で類似事業を実施した実績がないことから、入電数、平均応答時間等を想定することが困難です。
10	過去、類似事業の入電実績などから今回の案件で想定される月毎の入電件数がある場合は教えてほしい。	
11	「入電の保留をなくし、高い応答率が維持できる体制を確保する」とあるが、具体的な目標値（応答率など）があれば教えてほしい。	具体的な目標値はありませんが、コールセンターの一般的な適正値を想定していただくことが望まれます。
申請内容の審査について		
12	申請内容の具体的な審査基準や条件等の想定がありましたらご教示いただきたいです。	具体的な審査基準等については、申請者及び対象者の本人確認書類等から、対象者に該当するか（令和 8 年 3 月 31 日時点で 18 歳以下の者）、申請者と対象者が親子等の関係に合致するか（姓、居住地が同一等）等が考えられますが、詳細は協議の上、決定させていただきます。
13	申請内容は「申請対象者」の情報（氏名等）を入力させる想定だが、問題ないか。 それとも申請者と申請対象者それぞれの氏名、住所を入力させる必要があり、それぞれの本人確認書類を添付させる必要があるか。	
14	支給対象者と申請者の本人確認を行うにあたり、住基情報等の情報の提供はあるか。それとも住基情報との突合までは不要か。	県では、住基情報等を保有していませんので、提供できません。本人確認書類等により、支給対象者となるか確認していただきます。
15	「支給対象者」に対して「申請者」が適切な者かを確認するための事前のデータの提供は可能か。あくまで「支給対象者」と「申請者」の両方の本人確認書類が揃っていることを踏まえて支給判断をするという認識でよろしいか。	
16	対象者となる世帯ごとに申請受付開始のお知らせ文を送付する必要あるか。	本業務は、市町村の事務負担を軽減するため、プッシュ型の通知ではなく、対象者による申請型の支給としています。よって、対象者に通知は送付しません。本人確認書類等により、支給対象者となるか確認していただきます。
17	「支給対象者」の突合のため、県より各基礎自治体が保有されている住基データを提供いただき、本事業に使用することは可能か。それらの方々に対して郵送通知等の手段を取ることは可能か。	
18	申請時の公的書類とその添付方法は受託業者が決定後に県から指定するツールや条件が提示されるという理解でよいか。	申請時に必要な本人確認書類は、協議の上、県が指定することとしています。 また、ツール等の指定はありません。
19	申請者の電子システムは、貴県担当者もリ	報告業務により、各件数を報告いただければ、

	アルタイムで閲覧できるように構築する必要はあるか。	指定はありません。
20	申請者が申請システムを利用できない場合には、申請書や返信用封筒を郵送する対応とのことだが、支給対象者のうち、どの程度貴県ではその数値を想定されているか。	本県で類似事業を実施した実績がないことから、紙による申請数を想定することが困難です。 なお、国の調査によると、本県の子育て世帯のスマートフォン所有率は、95%以上となっています。
21	郵送申請の場合、受託者から書類を郵送する際の郵送種別（普通郵便、特定記録等）に指定があれば、教えてほしい。	指定はありません。
22	申請者が申請システムを利用できない場合の本人確認方法は、本人確認書類のコピー等を送付いただく想定をしているか。その際、個人情報を含む申請書の送付にあたり、簡易書留での送付など送付方法の指定条件はあるか。また、返信用封筒は料金受取人払等で受託者が申請者からの郵送費を負担するか。もしくは、封筒のみ発送し、返信に係る費用は申請者が負担するのか。	申請者がシステムを利用できない場合は、 ・本人確認書類のコピー等を送付いただきます。 ・書類の送付方法は、郵便物の追跡ができる方法且つ配達時に受け取り確認がされるものを想定しています。 ・申請者が郵送する際の郵送費は、基本的に申請者にご負担いただく想定です。
23	申請者が申請システムを利用できず紙の申請書での受付とする場合、支給品は電子クーポンの利用は難しいと判断し、お米券の送付とする認識で相違ないか。	御認識のとおりです。
24	申請内容審査業務について、申請者と支給対象者ともに本人確認資料チェックを行い、支給対象者が支給対象一覧（151,598 人）に含まれているか、二重申請を行っていないかのチェックを行う想定か。	重複申請については、例えば申請があった対象者をリスト化して照合するなど、同一の対象者に支給されないよう講じるものです。 なお、県では、支給対象者の一覧を保有していません。
25	申請内容を審査後、審査結果の如何に関わらず、申請者全てに電話やメール等により結果を通知するとのことだが、電話、メールどちらを選択するかは受託者側が決めてよいか。また、申請者が電話連絡に出たかの確認、メールであれば受信確認まで確認作業が必要になるか。	指定はありませんが、子育て世帯の利便性を考慮して連絡手段を選択していただくことが適当だと考えます。 なお、受信等の確認については、特に必要ありませんが、発信・送信記録を提出いただく場合があります。
26	審査結果の通知は、申請日から何日以内までに通知を送付するなど、想定されている審査期間があれば教えてほしい。また、審査結果通知から電子クーポンの送付やお米券の発送を何日以内で送付するなど、想定されてい	期間の定めはありませんが、審査結果は 2 週間程度、審査承認後から電子クーポン発行まで 2 週間程度、お米券発送は 4 週間程度の期間が望ましいと考えています。申請が集中する期間等の状況も考慮しながら、詳細は協議の上、決

	る期間があれば教えてほしい。	定させていただきます。 なお、期間を御提案いただくことについては、差し支えありません。
27	申請者に対するデジタルクーポン、お米券の配布スケジュールについて、事業者で想定するものを提示することで差支えないか。	
28	「支給後に支給要件を満たさないことや虚偽の申請であったことが判明した場合は」とあるが、この確認作業も今回の提案に含まれるか。また、含まれる場合はどのような方法で確認を行えばよろしいか。	審査業務は、申請いただいた本人確認書類等により、支給対象者となるか確認していただくものとなりますので、その内容が虚偽であるかの確認ついては、想定しておりません。
29	虚偽申請があった際、専門家の助言を受けることとあるが、専門家とはどういう想定となるか。受託者の体制として、そういった事業が発生した際の対応が確立されていればよいということか。	虚偽申請の内容等によりますが、専門家については、弁護士等を想定しています。御認識のとおり、当該ケースが生じた必要な場合に、対応できる体制があれば差し支えありません。
電子クーポンについて		
30	現状想定している電子クーポンとおこめ券の申請割合を教えてほしい。	本県で類似事業を実施した実績がないことから、申請割合を想定することが困難です。 なお、お米券の必要枚数については、申請状況により異なることから、販売元等と十分な調整を図るようお願いします。
31	店舗にある二次元コードを読み取り、利用者が必要な金額を入力する方式の場合、店舗情報に金額を紐づけて決済処理を行うため、特定の商品のみ決済処理するということができない。この場合、店舗でのオペレーションを徹底することで青森県産米のみを対象とすることを想定しているか。仮に貴県がその想定で OK な場合、オペレーションの人為ミス（不備）で県外産のお米の購入になる可能性もあり、100％青森県産米での利用でなくとも運用上は OK という認識でよいか。	電子クーポンの利用者及び登録店については、本業務における広報や店舗への指導等を通して、県産米への適正な利用についてご協力いただきたいと考えています。
32	クーポンの利用対象は「青森県産米（米の加工品等を除く）」とされているが、米の加工品と生米の境界線について、県側で想定する具体的な定義（例：米粉、パックご飯）を教えてほしい。	電子クーポンの利用対象は、青森県産米（精米･無洗米･玄米・発芽米・もち米）を想定しています。
登録店について		
33	県産米取扱店の全店舗数を教えてほしい。	県では、県産米取扱店の全店舗数を把握しておりません。
34	県産米取扱店全店の一覧（店舗名、住所、連	

	絡先など）は提供される認識でよろしいか。	なお、米穀関係者（卸業者等）の協力が得られる場合は、一部提供できる可能性がございます。
35	「登録店として500店舗以上確保」とあるが、500点店舗以上と設定した理由や背景などがあれば教えてほしい。	県内の主要なスーパーマーケットや米穀店、ドラックストア等の店舗数を考慮したものです。
36	登録店にコンビニエンスストアは含まれるか。	県産米を取り扱っている場合は対象に含まれますが、500店舗の中には、県民が県産米を購入する頻度が高いと想定される店舗等が含まれることが望ましいです。
37	「登録店として500店舗以上確保」とあるが、目標達成期限（県が別途指定する時期）の目安があれば教えてほしい。	質問 40 に対する回答の期間を想定していますが、利用者の利便性を高めるためにも、早い時期での達成が望まれます。
38	登録店確保・管理業務は、県産米取扱店舗が申請してきた場合、本当に県産米を申請店舗が取り扱っているかどうかを受託者が調査する業務になるか。仮にその業務も含まれている場合、具体的な調査業務内容を教えてほしい。また、登録店が地域によって偏りがないように留意するとの事だが、申請はあくまで店舗側の任意になっているため、偏りがあると貴県が判断された場合、受託者は留意はするものの、偏りを完全に解消する事まで今回の業務内容に含まれているか。	店舗が申請する際は、申請画面等で県産米を取り扱っているなどの取り決めに承認いただくことを想定しているため、調査までは想定していません。なお、詳細は協議の上、決定させていただきます。 また、登録店に地域の偏りがある場合は、極端に少ない地域の店舗に働きかけていただくなどの対応を想定しています。
39	申請内容の具体的な審査基準や条件等の想定がある場合は教えてほしい。	県産米の取扱いがある県内の店舗等を想定しています。 なお、県産米を取り扱っている証拠書類（仕入れ伝票等）は、求めない想定です。
40	登録店の募集期間はいつ頃を想定しているか。	令和7年12月頃～令和8年6月頃までを想定していますが、詳細は協議の上、決定させていただきます。
41	県産米取扱い店舗の申請方法は、電子システムのみを想定しているか。	基本的に電子システムを想定していますが、電子機器等がない場合は、申請書を郵送いただくことを想定しています。
42	「登録店への精算は、月 1 回程度行う」とあるが、想定されている精算サイクル（毎月何日締め、翌月何日払いなど）があれば教えてほしい。	指定はありませんので、詳細は協議の上、決定させていただきます。
お米券について		
43	紙の「おこめ券」の取扱枚数に予め上限を設	支給枚数を限定してしまうと、電子機器等を

	けることは可能か。調達にも影響するところなので教えてほしい。	所有していない方が支援を受けられない可能性があることから、上限を設けることは想定しておりません。 なお、県としては、利用金額や利便性が高いことから、電子クーポンの利用を推奨することとし、その旨広報媒体等に掲載していく予定です。
44	お米券は、電子クーポンのように対象は県産米とするとの記載がないため、県産米以外や米以外の購入も可能になるかと思うが、貴県でも同認識か。	お米券は、全国共通のものとなるため、発行元や取扱い店舗の利用方法等に準ずることとなると認識しています。利用者には、県産米に利用いただくよう本業務において広報等を行うこととしています。 また、申請者は申請画面等で、転売・換金等しない取り決めに承認いただくことを想定しています。詳細は、協議の上決定させていただきます。
45	全国共通おこめギフト券は、利用の有効期限の記載がない。このため、電子クーポンと異なり利用期限を設けない想定か。また、全国共通おこめギフト券は金券屋等への換金、ネット等での転売等が可能になるが、その点に関してはどのように貴県ではお考えか。対象の県民が SNS 等で金券屋等への換金、ネット等での転売等が可能との投稿も出る可能性もある。	
46	「全国共通おこめギフト券又は全国共通おこめ券」とあるが、どちらかを支給品とすれば良い認識で相違ないでか。	御認識のとおりです。
47	お米券の精算や管理については、お米券の発行元の規定等に基づき取扱店側が行う認識で間違いないか。	御認識のとおりです。
48	お米券は遅滞なく調達することとのことだが、申請者審査の正式決定後にお米券の調達作業になる。お米券は買取になるため。その場合、申請から発送まで時間を要するが、遅滞なくについて具体的に申請から発送まで貴県の想定日数を教えてほしい。	質問 26 及び 27 の回答のとおりです。
WEB サイトについて		
49	WEB サイトの開設はいつ頃の想定をされているか。	申請受付開始時期に開設していることは前提ですが、登録店の登録作業等に必要な場合は、当該時期に開設いただくこととなります。 なお、詳細は、協議の上、決定させていただきます。
50	WEB サイトの「ドメイン及び SSL 証明書を取得し」と記載があるが、すでに汎用的なドメインを所有している場合、本事業において	WEB サイトの適正な運用ができれば、「新たに」取得する必要はありません。 また、県のサブドメインを使用することも可能

	は当該ドメインのサブドメインを使用または当該ドメイン配下に本事業の専用サイトを構築することが可能である。この場合、本事業においてドメインを新たに取得する必要はないが、本事業では新しいドメインを取得することを条件として想定されているか。	です。 閉鎖後も第三者に悪用されないよう措置を講じる費用が生じる場合は、費用に含むこととして差し支えありません。
51	「取得したドメインは、本業務終了後も継続使用ができることを前提とし」とあるが、閉鎖後のドメイン保持に関わる費用は、本事業の費用に含める想定となるか。	
広報について		
52	広告配信レポートとはどのような内容のものを想定されているか。	SNS 広告等におけるインプレッション数やクリック数等を記載したものを想定しています。
審査会について		
53	審査会の時間の通知はいつ頃を予定されているか。また、参加人数に制限はあるか。	別途送付済みの通知のとおりです。 なお、参加人数の制限は特段設けていませんが、参加人数が 6 名以上の場合は、事前に担当へご連絡ください。
54	審査結果後、当社の審査項目ごとの配点と契約予定者の審査項目ごとの配点を個別に回答いただくことは可能か。	審査結果でお伝えできる範囲については、審査結果後に個別にお問い合わせください。